（遞信省認可）　（本號六面）　明治二十四年四月八日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百八十三號　水曜日
明治廿四年四月八日（甲子）
舊曆辛卯二月三十日
日出 午前五時二十分
日入 午後六時六分
月出 午前五時七分
月入 午後五時二十一分
滿潮 午前四時四十三分 午後五時六分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

次官責任の變則は如何

聞く所に據れば近々各省の次官中に二三の更迭ある可しと云ふ元來次官なるものは其長官を補佐し專ら事務の衝に當るものにて若しも政黨內閣の事例に隨ひ政務官事務官の區別を爲せば寧ろ事務官の性質を帶ぶるものゝ如し左れば其人撰には成る可く事に老練なるものを擧げて專ら事務を擔任せしめ內閣に變動ありて長官は更迭するも次官は依然として其職に當り實際の事務に差支なきを利と爲す可きが如くなれども我國今日の實際に於ては政務官事務官の區別も未だ分明ならざるのみならず次官は申す迄もなく各省局長以下の地位と雖も政治上の都合よりして時々更迭を見るの事情もなきに非ざれば今の次官の職を以て全く事務上の地位と爲すが如きは到底實際に行はる可らざるが故に其更迭は從來の如く政治上の都合に一任し或は長官の意見次第にて頻々進退せしめて可なるやと云ふに我輩は此事に就て聊か所望なきに非ず抑も政黨內閣の實は今日の事情に於て容易に望む可らざるが如しと雖も國會開設して政府と議會と兩々相對する場合と爲り議會の所論は直接に政府に向ふ今日に當り政府當局の人々は之に對して全く責任を免るゝこと能はざるは勿論殊に政府委員として政府を代表し議會に出席して答辯するものゝ如きは眼前に其衝に當るものなれば己れ自から其職に在らずと雖も委員たる地位は即ち百難の衝にして四方八方より攻擊を受くる其攻擊に對し恰も自身の責任として之に答辯する其心の苦しきは實に察す可きものあり而して其答辯の任に當らしむるに次官を以てするとは之を目して立憲政治の變則と云はざるを得ず本來議會に政府を代表して答辯するは國務大臣の任なれば我國會に於ても大臣自から出席す可き筈なれども今の大臣は多くは所謂維新の功臣にして廟堂の上に坐して政事の大綱を總攬するの名望役術は兎も角も議場に於て政事の衝に當り言論の戰場に馳驅するの術は必ずしも其人々に望む可らざるの事情もなきに非ざれば當局の各大臣をして悉く政府委員の責を盡さしむるは少しく無理の注文なるが如し左れば今後とても今の政府に大變動ありて新陳代謝の實を見ざる限りは議會に答辯する政府委員は矢張り次官以下のものを頼するの外に致方なけれども左りとて己れに全く責任なきものをして獨り困難の衝に當らしむるは其人々の迷惑は申す迄もなく實際の不都合も少なからざる可し如何となれば大臣が直に議會に出席せざるときは政府は自から無責任の姿を成して呼べども答へず人情その齒痒きに堪へずして雙方の折合自然に不味を致し更に急進して不測の變に陷るの虞なきに非ざればなり就て我輩の一案を云へば事少しく奇なるが如くなれども國務大臣がいよいよ議會の出席答辯を樂まずとあれば當分それまでの事として無理に多を求めず矢張り今日の如く超然主義を守るに一任して政務に對しては責任あるが如く又責任なきが如く其進退更迭は政治以外に存するものと視做し左る代りには今の次官の地位を以て政務官の如きものと爲して議會に對する責任を負はしむるの趣向は如何ある可きや我輩の竊に所望する所なり或は斯くの如くすれば次官は恰も他の責任を其一身に引受くるの姿にして却て迷惑することあらんとの說もある可しと雖も凡そ表面の地位を欲するは政治家の常にして實際は兎も角も責任の外觀盛にして且つ其進退も派出なるが故に政府中後進の輩は寧ろ喜んで其地位を望むことあらん果して然るときは其地位に當るものは安じて其責を致すことを得、又議會の人々も其向ふ所を明にして議場の言論も自から實に近づくに至る可きか我輩は固より之を以て代議政治の眞を得たるものと爲すに非ず實は一時姑息の計に過ぎざれども政黨內閣の實は容易に望む可らず左りとて議場の論勢はとかく政府に向はんとする今日に當り政府が政治外に超然して全く責任なきが如きは決して事の當を得たるものと云ふ可らず往時封建政治の實際に幕府を始め各藩の政廳に於ても執政は依然として其職に在りながら勘定奉行等其他事務の衝に當る要職は常に頻々更迭して政機の圓滑を致したる事例少なからず左れば固より變則には相違なけれども今の政府にても次官更迭の一例を造り他日政黨內閣の正則行はるゝに至る其間は姑く之を實行して幕合ひの繫ぎと爲すの趣向は如何ある可きや我輩は近日次官更迭の事あるを聞て聊か所思を陳するに過ぎざるのみ

官報

○內務省令第一號

明治二十二年（三月）法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第八條屆書ニハ免狀ヲ添付スヘク其死亡ニ係ル屆出ハ戶主之ヲ爲スヘシ戶主未定又ハ不在ナルトキハ死者ノ相續者相續者未定又ハ不在ナルトキハ其財產ヲ管理スル者之ヲ爲スヘシ

明治廿四年四月七日　內務大臣伯爵西鄕從道

內務省令第一號參照
法律第十號藥品營業並藥品取扱規則（明治二十二年三月十六日官報）
抄錄
第八條　藥劑師廢業又ハ死亡シタルトキハ十日以內ニ地方廳ニ屆出ヘシ

○內務省訓令第五號

廳府縣　假留監　集治監　衞生試驗所

明治二十三年度已降當省所管經費ニ係ル支出計算書ヲ會計檢査院ヘ送付スルト同時ニ寫一通當省ヘ差出スヘシ

明治廿四年四月七日　內務大臣伯爵西鄕從道

○大藏省告示第八號

一七分利金祿公債元金三百萬圓

右整理償還ノ爲メ本月中抽籤執行ス

但抽籤ノ都合ニ據リ償還額ニ多少ノ增減アルヘシ

明治廿四年四月七日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○京都商工會議所に於ける陸奧氏の演說　陸奧農商務大臣が去る三日京都の商工會議所に臨みて一場の演說を爲したる其要旨は前號にも見えしが尙ほ其傍聽筆記を得たれば左に揭ぐ

私は大分方々で饒舌りまして聲が嗄くなりまして能く徹りませんかも知れませんから其積りで……本日は當京都府下商工會の會員及び實業に從事せらるゝ所の有志諸君の招待に仍り玆に諸君と一堂の下に相會するは私の尤も滿足する處であります此機會に何か商工會に關する諸君の意見を申述べよとの御需めでありましたが今度大坂に出張以來商工會若くは商業會議所といふものに就ての意見は數回各所に於て演說致し其主意は既に新聞紙等にも略記載してあつた故に諸君にも或は御一讀なされたでありましやうして此等の演說に付ては別にかわりたる新意見もなき事故に或は重複したる事を玆に再び云はなければならぬと思ひますなれども假令重複にはなりましても折角諸君の御求めもあり此席に於て私の希望する處を述べまするも敢て無益の事とは思ひませんから或は重複するの恐れあるを顧みず單簡に述べましやうと思ひます一國の文明の度の進むに從ひ各種の事業が各自に發達して往く恰度經濟學で云ふ分業的の有樣で以て進步するのは文明諸國の社會當然の情態である而して斯の如くに各種の事業が互に進步しつゝ往く間には彼此相互に提携扶助して進步する場合もあり或は彼此相抵觸相競爭しつゝ往く場合あるは免れん事であります即ち我國現今の有樣の如く進步しつゝ居る國では是非此等の場合に遭遇せねばならぬ事と思ひます斯の如き時に當て商工業に關する實業を營む所の人々は特に實業其物を代表する處の一個の團體を作り其團體をして政治的若くは其の他各種の事項に對し相提携し若くは相競爭するの意見を發表して往く機關のある事が稀必要でありまする是等の團體をなす人々は假令各自銘々の間には其意見を異にし其利害を同くせざる事ありましても實業其物として他の團體他の機關に對するときは殆んど共同の利害を有するものであります故に先にも申た通り社會的の進步は分業的に進步を爲して往きつゝある間に彼此相對峙するの勢力を持たねばなりませぬ今私が主管する處の農商務省は即ち此團體を爲す處の諸君即ち此實業に從事せらるゝ處の諸君と相提携して顧るべからざるの關係を有する所の官衙であります故に私は無論に我國に於て百般の事業の何れも進步して往く事を熱心に希望するの一人であるが特に此の殖產興業の神速に進步する事を希望し併せてされを獎勵するは職掌上責任を有するものでありますから玆に諸君と相見て向來私が農商務大臣として執るべき方針の一斑を陳述し諸君の注意を促すも亦た必要であると感ずるので御座ります

扨て此實業者を代表する處の團體なる商工會若くは商業會議所と云ふものは必ずしも法律の結果として之れが組織をなさねばならぬといふ事は無いでありまする相互の協議一致を以て一種の私立的の組織を爲すも敢て實業者の意見を代表する能はずといふのではありません故に現今各府縣に存在する所の商工會若くは商法會と云へるものが國家經濟の上に大なる補助を與へたるは否認する事は出來ない又は昨年發布されたる商業會議所條例に從ひ設立したる一種法人的の團體に於ても實業者一團の意見を發表するは共に之れを爲すべき事たるは論を待たず左りながら此兩者即ち私立的に組織したる實業家の團體と法律上組織せられたる實業家の團體との間に就て我國の事情に照らし何れが最も適當なるや何れが最も勢力を有すべきや何れが最も成立の確實なる者とするやといふの點に付ては私の考へまするには矢張り法律上組織せられたる團體の法人的の團體を以て最も今日我國の事情に適合し又其成立の最も確實なる者と思ひます其所以は我國の制度文物は概ね歐米諸國より移し來りたる所のものが多いのです（尤も其間我國固有の文物の發達に依り歐米諸國より例等の分子をも混らざるものあるとは勿論なれども）然して之れを移すに付ては各自の長短得失を考案し成丈短を棄て長を取り又我國の事情に最も適合するものを擇ぶ事が必要でありまする從來我邦に適用されたる處の政治上若くは社會上の事物多く歐洲大陸の制度を採り來りたるものが多くあります故に此商業會議所なるものも又彼英國若くは米國に存在する如く幾多歳月の慣習に依り私立的の組織が殆んど法律的の組織の如き場合に往かざれば寧ろ歐洲大陸に於て設立されたる處の法律的の團體を組織するを以て他の事項と共に最も都合の宜い事と思ひます又今日我國の情態を見るに各人共同の事務に當る處の精神は日一日よりも進步し來るには相違なけれども其精神は未だ歐米各國の人民に比すれば或は未だ及はざる所があるかも知れませんと思ふのである故に私立的の組織に於ては動もすれば分合離散常なきの憾なきを能はず又其成立上に於て必需する費用の支出等に關しても彼の有志家の共同醵金若くは寄附金の如きに至つては種々の故障を生じ往々其目的を遂し能はざるの場合もありまする故に此の法律的の組織となつた以上には其必要なる費用を徵收するにも頗る簡便でありまする又た第三に著しく實業家の意見を代表しこれを世間に發表するに際し他の政府的若くは法律的の事項と相對するときは今日我國の情態にては私立的團體の意見の勢力は到底法律上の組織の團體の勢力に及はざる場合か多くあると思ひます如何となれば法律の眼より見ますれば私立的の團體は尙は一私人の資格を超ゆるを出來ませんで法律的の團體は所謂一個の法人たるの資格を有すると云ふの違ひありまする此權利の如き便利を [illegible]

大綱に依り事しく實
所の商業會議所の條
に商業會議所條例に從
撰擧せらるゝ上とにか
都市中に成立するを見
商業會議所設立の發起
撰擧若くは被撰の資格
爲め又廣くは全國實業
人を得ることを勸めら
の爲め十分盡力あらん
私は過日來大坂に於て
を致しましたる其中に
は各實業者が利益を相
乙相害せざるの度を
施するに付ては動もす
せず今政府に於て斯の
は府縣郡市町村等の行
會の如き一部の實業家
目的に應じ互に相讓
以て行政の資料に供す
丈議め右等の團體の意
商業會議所なるもの
とは論を待たんであ
實業家に向つて執る所
即ち諸君の將に作らん
將來諸君の言はんと欲
欲する所の政務を
體の意見を時として
しよう農商務大臣は既
方向に進み往かんとす
抑も農商工の如き實業
間で云ふテーブル上の
證するの主意を誤る
せませせん故に私の希
も成るべく諸君の意見
諸君は充分に其施政
の方針は多くは政府
擇し實業家と共に實業
此等の主意に付ては
したからあまり長々
若し唯今演說したる所
時にても更に御質議
會があるで御座りま
扨幸に此度當地に參
るあとは無用でない
す（是から以商業會議
は千古の王城にして
より當地の日本全國に
ふも當市中は玆に必要
靑山即ち東山を始と
在して居る（彼の寺院
に巧に保守の氣象を有
れは千年以來變ひ來
揚して各種の意見を
一大都府なりと云ふ
ありません之が事實で
る所なく又商工交易の
の交易に就て云ふあ
美術國なりと稱贊す
大部分は凡て此の市
の工業家は當市中人
が最も多いである故に
路を擴張するの本源
いと思ひます諸君は
時に我國一般の利益
れ故に諸君が激勵
みならず延びて全國
諸君の責任も又決して
るに活潑にして進取
なれども亦た人生に
甚だ乏しきに拘らず
まろである既に諸君
の美術思想ありて此
て培へたる古美術
に住居し又は寺
る故に自から美術の
はれませぬ然れども
念乏しく百年努力し
代はりに動もすれば
きみとを務めざる
業の仕事の內には
業に於ても一盛一衰の
とあるは無論の
まとなれども其衰
得ず例へば損失で
云ふて退縮して仕
動儀なる人民は
つて衰へれば益々
不機の製業を以て之
年世上不景氣不融
れども其の不景氣不
すべからざるの困難